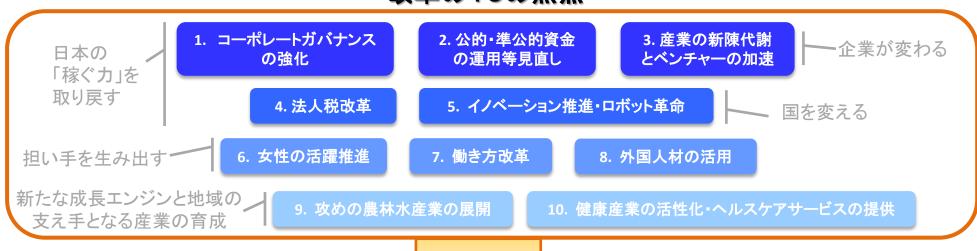
「日本再興戦略」の改訂~改革に向けての10の挑戦~

日本再興戦略改訂の基本的な考え方

- アベノミクス「3本の矢」で日本経済はあらゆる面で上昇局面へ
 - (例)・実質GDPは6四半期連続プラス成長
 - ・労働市場は活況で、賃金も過去10年で最高水準の伸び
 - ・企業行動も徐々に変化(社外取締役の導入や思い切った事業再編・設備投資等)
- 日本経済を持続的な経済成長軌道に乗せるためには、成長戦略の進化による更なる構造改革が必要不可欠
- ●「日本再興戦略」の改訂版では、施策の進捗状況等を検証するとともに、<u>残された10の</u> 重要な課題にフォーカス</u>して改革の方向性を提示

改革の10の焦点



成長の果実を全国津々浦々に波及

地域活性化と中堅・中小企業・小規 模事業者の革新

地域の経済構造改革

1. コーポレートガバナンスの強化等

〇 コーポレートガバナンスの強化や金融機関等による経営改善・体質強化支援を通じて、企業の中長期的な収益性・生産性を高め、持続的に企業価値を向上させる。

<これまでの主な取組>

- ・産業競争力強化法制定(企業単位で規制緩和を認める制度の創設等) 【2014年1月法律施行】
 - 関連する制度として、租税特別措置法により事業再編を促進する税制を創設【2014年4月法律施行】
- 日本版スチュワードシップ・コードの策定【2014年2月策定】
- ・会社法の改正(社外取締役の導入促進(社外取締役がいない場合には、置くことが相当でない理由の報告義務)等) 【2014年6月法律改正】

<新たに講じる施策>

○「コーポレートガバナンス・コード」の策定

- ▶ 東京証券取引所が上場企業のコーポレートガバナンス上の諸原則を記載した「コーポレートガバナンス・コード」※を策定することを支援【2015年半ば(株主総会シーズン)までに策定】
 - ※コーポレートガバナンス(企業が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組み)に関する基本的な考え方を諸原則の形でまとめたもの。

東証の上場規則により、原則を実施するか、実施しない場合にはその理由の説明を求める。

○金融機関等による企業に対する経営支援・事業再生の促進

- 融資先の経営改善・生産性向上・体質強化支援等の取組や事業性を重視した融資を金融庁の監督方針等により促す。
- ▶ 企業再生に関する法制度や実務運用の在り方の見直し

2. 公的・準公的資金の運用等の見直し

〇公的・準公的資金の運用等について、有識者会議の提言等を踏まえ、改革を着実に実施

くこれまでの主な取組>

- ・公的・準公的資金の運用等について有識者会議の提言を取りまとめ【2013年11月】
- 当該提言等を踏まえた運用等の見直しが着実に進展

(例:年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF))

- ▶ 日本政策投資銀行及びカナダの年金基金と共同でのインフラ投資開始を決定【2014年2月】
- ▶ パッシブ運用における新たな株式インデックス(JPX日経インデックス400等)の採用【2014年4月】
- ▶ 日本版スチュワードシップ・コードの受入れ表明【2014年5月】

<新たに講じる施策>

OGPIFの資産構成割合(基本ポートフォリオ)の見直し

▶ 財政検証結果(2014年6月)を踏まえ、長期的な経済・運用環境の変化に即し、年金財政の長期的な健全性を確保するために、適切な見直しをできるだけ速やかに実施。

OGPIFのガバナンス体制の強化

▶ 基本ポートフォリオの見直しとあわせ、運用委員会への複数の常勤委員の配置や高度で専門的人材の確保等の取組を速やかに進めるとともに、年金制度、法人の組織論等の観点から今後の法改正の必要性も含めた検討を行うなど、必要な施策の取組を加速

3. ベンチャー・創業の加速化

〇「ベンチャー創造の好循環」を形成し、世界で勝てるベンチャーを創出する。

くこれまでの主な取組>

- •産業競争力強化法制定 【2014年1月法律施行】
 - 関連する制度として、租税特別措置法による民間企業等によるベンチャー投資を促す税制を創設 【2014年4月法律施行】
- ・金融商品取引法の改正 (投資型クラウドファンディングの利用促進等)【2014年5月法律改正】
- ・エンジェル税制の運用改善 (申請様式の改正による手続き負担の軽減)【2013年9月改善】

<新たに講じる施策>

〇「ベンチャー創造協議会(仮称)」の創設

▶ ベンチャー企業と大企業のマッチングを促すため、「ベンチャー創造協議会(仮称)」を 創設【2014年秋目途に創設】

〇政府調達におけるベンチャー企業の参入促進等の支援

- ▶ 官公需法を見直し、創業間もない中小ベンチャー企業の政府調達への参入促進 【本年度中を目途に諸制度を整備】
- ▶ 創業に伴う生活の不安定化の懸念の解消(求職活動中に創業の準備・検討を行う者に対する雇用保険給付の取扱の明確化) 【速やかに実施】

4. 成長志向型の法人税改革

○日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する。

<これまでの主な取組>

- ・復興特別法人税の課税期間を1年前倒しして終了 【2014年4月から法人税率を2.4%引き下げ】
- ・生産性向上設備投資促進税制の創設 【2014年1月から適用】※5月末時点で、約1万件の投資実績

<新たに講じる施策>

- 〇成長志向型の法人税改革
- ▶ 数年で法人実効税率を20パーセント台まで引き下げることを目指す。
- ▶ 引下げは、2015年度から開始。
- ▶ アベノミクスの効果により日本経済がデフレを脱却し構造的に改善しつつあることを 含めて、2020年度のPB黒字化目標との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大 等による恒久財源を確保。 【年末に向けて議論を進め、具体案を得る】
- ➤ 実施に当たっては、2020年度の国・地方を通じたPBの黒字化目標達成の必要性に 鑑み、目標達成に向けた進捗状況を確認しつつ行う。

5. 科学技術イノベーションの推進とロボット革命

〇科学技術イノベーションを推進し、革新的な技術シーズをビジネスに結びつける仕組みを構築する。

<これまでの主な取組>

- ・総合科学技術会議の司令塔機能強化(内閣府設置法の改正)【2014年5月法律施行】
- ・府省横断型(SIP)、ハイリスク・ハイインパクト(ImPACT)の研究開発プログラムを創設【2013年度補正・2014年度予算に計上】

<新たに講じる施策>

○「橋渡し」機能強化等の研究開発法人の改革

▶産学官の人材を結集させ、革新的な技術シーズを事業化に結びつける取組(いわゆる「橋渡し」機能)を産業技術総合研究所及びNEDOにおいて先行的に実施し、他の研究機関に対して横展開【来年度から先行的に開始】

○「クロスアポイントメント制度」を活用した知の融合

▶人材の流動性を高め、大学、研究開発法人等の間で研究者を兼務できるようにする「クロスアポイントメント制度」を活用するための環境を整備(医療保険・年金や退職金等の扱い、営業秘密や知的財産の管理等) 【本年度中に環境整備】

〇職務発明制度・営業秘密保護の強化

- ▶企業のメリットと発明者のインセンティブが両立するよう、職務発明制度を改善(法人帰属化等) 【次期通常国会までに関連法案提出】
- ▶官と民が連携し、実効性の高い営業秘密漏えい防止対策を検討(被害の立証負担の軽減等) 【今後具体化を図り、次期通常国会に関連法案提出】

〇ロボットによる産業革命の実現

▶「ロボット革命実現会議」を立ち上げ、「5か年計画」を策定【2014年末までに策定予定】 ロボット市場規模の目標を設定:(製造分野での活用)2倍、(サービスなど非製造分野での活用):20倍

6. 女性の活躍推進

〇子育て中の女性が働ける環境整備

<これまでの主な取組>

・2015年度までに約20万人分、2017年度末までに約40万人分の保育の受け皿を新たに確保。 【2013年6月に「待機児童解消加速化プラン」を策定】

<新たに講じる施策>

人分の放課後児童クラブの受け皿を拡大

▶ 「小1の壁」を打破し次代を担う人材を育成するため、文科・厚労両省共同で、学校の余裕教室等を徹底活用

し、1万ヵ所以上の場所で、一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室を実施。2019年度末までに約30万

【「放課後子ども総合プラン」を2014年年央に両省で共同策定】

(処遇改善・資格取得費用支援、潜在保育士(60万人以上)の復帰支援等)

▶ 必要な保育士を確保するため、数値目標と期限を設定した「保育士確保プラン」を策定

【2014年内に策定】 ▶ 育児経験豊富な主婦等を「子育て支援員(仮称)」として認定する、全国で通用する仕組みを導入

【子ども・子育て支援新制度の施行に併せて創設】

(小規模保育の保育従事者や放課後児童クラブの補助員等として活躍。全国共通の課程による研修を実施。) 〇女性の登用を促進するための環境整備

<これまでの主な取組> ・女性の活躍『見える化』サイトの開設(上場企業の3割をカバー)

- <新たに講じる施策>
- ▶ 有価証券報告書における役員の女性比率の記載を義務付け【2014年度内に実施】 ▶ コーポレート・ガバナンスに関する報告書に、役員、管理職への女性登用状況や登用促進に向けた取組を記載
- するよう各金融商品取引所に要請 【2014年度内に実施】 ▶ 女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築【2014年度中に結論を得て、国会提出】
- ○女性の働き方に中立的な税・社会保障制度等への見直し
- <新たに講じる施策>
- 経済財政諮問会議で、いわゆる「103万円・130万円の壁」を含め、税、社会保障、配偶者手当等について2014 年末までに総合的に検討。

7. 柔軟で多様な働き方の実現一①

〇職務等を限定した働き方や、時間でなく成果で評価される創造的な働き方を導入。

〇さらに、透明で、グローバルにも通用する紛争解決システムを構築。

くこれまでの主な取組>

- ・雇用調整助成金から労働移動支援助成金にシフト【2014年度予算301億円、2015年度には予算規模を逆転】
- ・ハローワークの求人・求職情報を開放【それぞれ2014年9月/2015年度中】

<新たに講じる施策>

<u>○働き方改革のための労働時間制度の見直し</u>

- ①働き過ぎ防止のための取組強化
- 長時間労働が是正されるよう、労働基準監督署による監督指導を徹底

②フレックスタイム制の見直し

▶ 育児・介護等の事情がある労働者のため、早く仕事を終えても、年次有給休暇を活用し、報酬を減らすことなく働くことができる仕組み等の検討。

現状	見直し後
労働時間の長短のメリハリがつけられる期間(清算期間)の上限が1ヵ月	一層の弾力的な労働時間の配分を可能とする清算期間の延長

③裁量労働制の新たな枠組み

現 状	見直し後
象範囲が限定的(企画、立案、調査及び分析業務に専ら従事 る者)、手続も煩雑	対象範囲見直し(企業の中核部門・研究開発部門等で働く者)、 手続の緩和等

④時間ではなく成果で評価される新たな労働時間制度の創設

▶ 一定の年収要件(例えば、少なくとも1000万円以上)を満たし、職務の範囲が明確で高度な職業能力を有する 労働者が対象。労働時間の長さと賃金のリンクを切り離した新たな労働時間制度を創設。

【労政審で検討し、次期通常国会を目途に法案を提出】

7. 柔軟で多様な働き方の実現一②

○職務等を限定した多様な正社員の普及・拡大

- ▶ 労働契約の締結・変更時の労働条件の明示、正社員との相互転換、均衡処遇について、労働契約法の解釈を周知【2014年内に実施】
 - (例):なるべく書面で、職務等の限定の有無などについて明示することが望ましい 等
- ▶「雇用管理上の留意点(導入モデル)」を公表 【2014年7月】

<u>〇予見可能性の高い紛争解決システムの構築</u>

- ▶ 主要先進国において判決による金銭救済ができる仕組みが各国の雇用システムの実態に応じて整備されていることを踏まえ、国内外の関係制度・運用に関する調査研究を行う(本年度中)。
- ▶ その結果を踏まえ、透明かつ公正・客観的でグローバルにも通用する労働紛争解決システム等の在り方について、具体化に向けた議論の場を速やかに立ち上げ、幅広く検討を進める。 【2015年中に幅広く検討】

8. 外国人が日本で活躍できる社会へ

- 〇高度外国人材が日本で活躍できる環境を整備するとともに、外国人技能実習制度を抜本的に見直す。
- ○移民政策と誤解されないよう配慮し、国民的コンセンサスを形成しつつ、総合的に検討。

<これまでの主な取組>

- ・高度人材ポイント制の拡充(認定要件緩和、永住に必要な在留歴の短縮等) 【2013年12月告示改正、2014年6月法律改正】
- ・技能実習修了者が2年間(又は3年間)建設業務に従事可能にする緊急措置(2020年度まで)を決定【2015年度開始予定】
- ※造船分野についても、建設業と同様の緊急かつ時限的措置を講じる予定

<新たに講じる施策>

〇外国人技能実習制度※の見直し

- ※我が国の技術等を開発途上国へ移転することを目的に、外国から実習生を受け入れる制度。
- ▶管理監督体制の抜本的強化:監理団体に対する外部役員設置又は外部監査の義務化、公的管理機関の新設等【2015年度内移行】
- ▶対象職種の拡大:随時追加
- >実習期間の延長(最大3年→5年)【2015年度内施行】
- ▶受入れ人数枠の拡大 【2015年度内施行】

○重要分野の新たな就労制度創設

> 製造業

海外子会社等の外国人従業員 の日本への受入れ

- ※技術等の取得のためのグループ内 の短期転勤等、一定の要件を満た す場合に限定
- 【2014年度内に具体的な制度設計】

> 介護

①留学を通じて介護福祉士等の国 家資格を取得した外国人の就労を 可能に

【2014年内に具体的な制度設計】

②技能実習制度の対象職種としての追加も検討【2014年内に結論】

> 家事支援

国家戦略特区において、家事支 援人材の受入れを可能に

※家事支援サービス提供企業が雇用、 地方自治体が管理

【速やかに所要の措置】

9. 攻めの農林水産業の展開

- ○農林水産業を成長産業化して、農業・農村の所得倍増を目指す。
- 〇企業の活力やノウハウを活用するとともに、企業の農業など関連産業への参入を活性化させる。

くこれまでの主な取組>

- ・農地集積を担う農地中間管理機構の整備等【2014年6月1日現在、43道府県で指定済】
- ・生産調整の見直し等の農政改革を決定【2013年11月】
- ・農林漁業成長産業化ファンド(A-FIVE)等による6次産業化を推進【2014年5月末までに23件出資決定】

<新たに講じる施策>

〇農業委員会・農業生産法人・農業協同組合の一体的改革

▶ 経営マインドを持つ意欲のある農業の担い手が企業の知見も活用して、力強い農業活動を展開し、活躍できる環境を整備していく観点から、一体的改革を実施【次期通常国会に法案提出】

農業委員会	農業生産法人	農業協同組合				
・農業委員の選出方法の見直し(選挙制→市町村長の選任制)・農地利用最適化推進委員(仮称)の新設 等	 ・役員の農作業従事要件の緩和 (役員の1/4程度→役員等の1名以上) ・議決権要件の緩和 (農業者以外の者:原則1/4以下→1/2 未満) 	・地域の農協の自立・活性化(理事への担い手の登用)・全農・経済連は単協出資の株式会社に転換することを可能とする・中央会制度は自律的な新たな制度に移行				

○酪農の流通チャネル多様化

▶ 酪農家の創意工夫を活かすため、指定団体への販売と同時に、酪農家が特色ある生乳を乳業者に直接販売できるようにする等の制度改革を実施【2015年度から実施】

〇国内外とのバリューチェーンの連結(6次産業化、輸出の促進)

- ▶ 6次産業化を加速化するため、A-FIVEの農林漁業者の出資割合等について法改正を含め総合的に検討 【2015年12月を目途に検討】
- ▶ 牛肉、茶、水産物等の分野について品目別輸出団体を整備 【2015年度から順次整備】

10. 健康産業の活性化と質の高いヘルスケアサービスの提供

○効率的で質の高いサービス提供体制の確立、保険給付対象範囲の整理等により、社会保障制度の持続可能性の確保と、健康産業の活性化を図る。

<これまでの主な取組>

- ・健康産業に関するグレーゾーン解消を推進 (例:民間事業者による生活習慣病予防のための運動指導等)
- ・一般用医薬品のインターネット販売を実現(劇薬5品目を除く)【2014年6月法施行】
- ・医療分野の研究開発の司令塔創設(健康・医療戦略推進本部、日本医療研究開発機構) 【2014年5月法律成立】

<新たに講じる施策>

〇非営利ホールディングカンパニー型法人制度(仮称)の創設

- ▶ 複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会等を通じて統括し、一体的に経営することを可能に 【2015年中の措置を目指す】
- ▶ 当該新法人制度を活用した他病院との一体的経営実現のために大学附属病院を大学から別法人化できるよう、必要な制度設計について検討【2014年度中に結論を得て、2015年度中の措置を目指す】

〇個人に対する健康・予防インセンティブの付与

- ➤ 医療保険制度において、個人へのヘルスケアポイントの付与や現金給付が可能であることを明確化【2015年度中の措置を目指す】
- ▶ 個人の健康・予防の取組に応じて財政上中立な形で各被保険者の保険料に差を設けることを検討 【2015年度中の措置を目指す】

〇保険外併用療養費制度の大幅拡大

-	患者申出療養(仮称)【新設】		・患者の治療の選択肢を拡大するべく、患者の申出による新たな保険外併用の仕組みを創設 【次期通常国会に関連法案を提出】	
	評価療養	先進医療	・評価を迅速化・効率化(先進医療ハイウェイ構想を再生医療、医療機器にも拡充) ・費用対効果分析【2016年度目途に試行的導入】を活用し、費用対効果が低いとされた技術も継続的に保 外併用が利用可能となる仕組み等を検討	·険
		治験	・治験の参加基準を満たさない患者に対する治験薬をより利用しやくする(日本版コンパッショネートユース 【2015年度から開始】	ζ)
	選定療養(アメ	ニティ(差額ベッド等))	・対象の拡充を含めた不断の見直しを行う仕組みを構築	12

地域活性化と地域経済構造改革

地域活性化関連施策をワンパッケージで 実現する伴走支援プラットフォームの構築

<これまでの主な取組>

・2014年1月に、各省縦割を排し、公募で選ばれた優れた改革 プロジェクトに取り組む自治体に、関係省庁一体となって各種 施策を集中適用する「地域活性化プラットフォーム」を構築

【2014年5月に33件の具体的な改革モデルを選定】

<新たに講じる施策>

〇地域再生法を改正して、関係府省の地域活性化関連 の計画、施策をワンストップ化

【次期通常国会へ法案提出】

新たな市場と国際競争力強化のチャンスを もたらすPPP/PFIの活用促進

<これまでの主な取組>

・国管理空港等へのコンセッション導入【2013年7月法律施行】

・PFI推進機構の設立【2013年10月設立】

・都市と高速道路の一体的な再生が可能に【2014年5月法律改正】

・集中強化期間(今後3年間)における取組方針を策定 【2014年6月PFI推進会議決定】

<新たに講じる施策>

○コンセッション方式のPFI事業の目標達成時期を前倒し (2022→2016年度)、今後3年間の数値目標を設定

▶事業規模目標:2~3兆円

▶ 重点分野:空港6件、上水道6件、下水道6件、道路1件

ふるさと名物応援

<これまでの主な取組>

・地域団体商標※の登録主体を拡充(商標法改正)

【2014年4月法律成立】

※商標の登録要件を緩和し、「地域名+商品名」等からなる商標の登録をより容易なものとする制度

<新たに講じる施策>

〇中小企業地域資源活用促進法を改正し、消費者の購買意欲を喚起しつつ、地域資源を活用した「ふるさと名物」の開発・販促開拓やツーリズムを推進する事業者を支援。

○「地域おこし協力隊」等、地域資源のブランド化を推進 、できる人材の発掘、派遣、育成。

総合的な政策推進の司令塔設置

<新たに講じる施策>

〇人口急減·超高齢化の克服、活力ある地域経済構造の 実現に向けて、長期的な観点から地域経済構造の総 合的なビジョンを示す必要。

〇これを踏まえ、

・都市機能や産業・雇用の集約・集積とネットワーク化による地域の活力維持、東京への一極集中傾向抑制・少子化と人口減少の克服

等を目指した総合的な政策の推進の司令塔となる本部を設置し、政府一体となって取り組む体制を整備

13